

改正道路交通法による認知機能低下の把握見込み

	平成27年	平成28年
死亡事故を起こした75歳以上の運転者(第1当事者が原付以上)・・・①	458人	459人
事故前に認知機能検査を受けていた者のうち第1分類(認知症のおそれ)・・・② → 違反の有無を問わず、医師の診断を義務付け	31人	34人
直近に受けた認知機能検査から死亡事故発生日までの間に臨時認知機能検査の要件となる違反行為を行った者・・・③ → 臨時認知機能検査の受検を義務付け。当該検査の結果、第1分類と判定されれば、医師の診断を義務付け	41人	31人
②と③の重複・・・④	2人	2人
①のうち、改正道路交通法により 認知機能の低下の把握が見込まれるもの ② + ③ - ④	70人	63人